

## 試験委託に係わる秘密保持契約書

(以下「甲」という)と株式会社島津テクノリサーチ  
(以下「乙」という)とは、試料の分析および試験(以下「本試験」という)に係わる秘密保持のため、次の事項を契約する。

- 第1条 乙は、本試験に関し、甲から提供を受けた本試験の遂行に必要な技術情報及び試験物質を本試験のみに使用し、甲の書面による事前の同意なく他の目的に一切使用又は利用しない。
- 第2条 乙は、本試験に係わる打ち合せ事項、技術情報、試験物質及び試験等により知り得た甲の業務上の秘密、ならびに本試験の結果につき秘密を厳守し、他に開示又は漏洩してはならない。  
また、乙は、甲から提供を受けた技術情報は機密扱いとし、甲の許可なくしてみだりに複製してはならない。
- 第3条 乙は、技術情報及び試験物質を甲から受領する都度、当該受領書を甲に提出する。
- 第4条 第1条および第2条の義務は、開示の時点において公知の情報、乙の責めによらず公知となった情報、第三者から機密保持義務を負わずに適法に入手した情報、および乙において甲から提供される以前に知得していたことを証明できる情報については適用がないものとする。
- 第5条 乙は、本試験の終了後、又はそれ以前においても甲の指示を受けた場合、速やかに返還可能な技術情報及び試験物質を甲に返還するものとする。
- 第6条 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に損害賠償の請求をすることができる。

第7条 本契約の期間は、本契約締結の日から5年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がない場合、本契約は更に2年間ずつ延長されるものとする。

第8条 本契約に定めのない事項若しくは解釈に疑義を生じた場合は、甲・乙信義誠実の精神を以て協議し、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

京都市中京区西ノ京下合町1番地  
株式会社島津テクノロジー  
代表取締役 松山 修